

府議付議事案書

開催・令和7年10月30日

所管部課	政策経営部 市長室	部長	五十嵐 孝雄
件 名	東大和市府議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令について		
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則		
関係事項	部課機関		
<p>1. 要 旨</p> <p>府議に付議する事案の資料の提出期限を変更することに伴い、本規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第4条第1項中、「3日前（期間内に、週休日又は休日が含まれる場合は、これらの日は期間に算入しない。）」を「前日（その日が週休日又は休日に当たるときは、その前日）」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>資料の提出期限を延ばすことで、より多くの事案を適切な時期に付議することができる。</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>府議報告後、改正の手続きを進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>			

注：定例府議の場合は、木曜日の正午までに提出。